

記者発表

2009年7月1日

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下 礼子

日の丸・君が代問題に関する知事答弁について（団長談話）

本日の県議会本会議において上田清司知事が吉田芳朝県議（民主党・無所属の会）の日の丸・君が代問題に関する質問に対して、「日本の国旗が嫌いだとか、日本の国歌が嫌いだというような、そういう教員はやめるしかないんじゃないですか」と答弁したことは、「思想及び良心の自由」を定めた憲法第19条に抵触しかねない重大な発言であり、直ちに撤回すべきであります。

そもそも、君が代・日の丸を国歌・国旗とする国歌・国旗法の制定に際しては広範な国民の反対があり、制定当時の首相も「法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務づけを行うことは考えておらず、従って国民生活に何らの影響や変化が生じることはない」と国会でも答弁しているものです。現に、国歌・国旗法は、単に国が公的な場で「国の象徴」として公式に用いることを意味するだけの法律であり、学校の式典などにおいて「君が代」を歌う、歌わない、まして起立する、しないといった個人の行為を拘束したり、法律違反に問うような問題では決してありません。

文科省はこうした法律の趣旨に反して、学習指導要領を盾に教育現場に「君が代」「日の丸」を押しつけていますが、学習指導要領は単に学習の目安を定めたに過ぎません。憲法第19条に係わる平成18年の教職員の「君が代不起立予防訴訟」に対する東京地裁判決は、本人の思想に反する行為を強制することは、思想の自由の制約となるとしています。憲法は「思想及び良心の自由」を侵すような一切の法律、命令、国務に関する行為を排除しており、学習指導要領より憲法第19条の規定が優先することは言うまでもありません。

国歌・国旗に対する態度や考え方の違いをもって「教員をやめるしかない」と言い放つ上田知事の答弁は憲法第19条の規定をないがしろにするものであり、700万県民の代表に相応しくない危険な発言です。

知事は自らの憲法遵守の義務に鑑み、直ちに先の発言を撤回すべきであります。

以上